

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

- 一 在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。（別表第一及び別表第二関係）
- 二 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。（別表第二関係）
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢を引き下げる。（第十五条の二関係）
- 四 在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨を改定する。（第十条、第十五条の二、第十八条及び第十九条関係）